

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

A年金事務所に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料については、既に還付されているとの回答を受けた。

しかし、私は、B県C市に転居してから、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があり、その後、当該保険料の還付を受けた記憶は無いので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金被保険者台帳から、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、申立人は、昭和44年4月21日付けで国民年金被保険者資格を喪失している上、申立期間の保険料である1万3,950円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までについては、厚生年金保険などほかの公的年金に加入していない上、ほかの公的年金に加入している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、当該期間は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までについては、オンライン記録から、申立人は、同年7月20日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該期間は厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は還付すべき期間となり、当該期間の保険料を還付したことに不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案562

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、主に、毎月、A市の職員が集金に来ており、仕事の手の空いた方が夫婦二人分の保険料を納付していた。

また、夫から、時期は定かでないが、私に金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納めさせたことを聞いており、保険料が未納とならないように納付してきた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人夫婦は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は、時期は定かでないが、申立人に金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納めさせたと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人夫婦に対して、昭和60年9月10日付けで保険料の納付書が作成されていることが確認できる上、申立人の夫の特殊台帳から、申立人の申立期間のうち、昭和58年10月及び同年11月分の保険料を過年度納付したことを示す記載が確認できることから、申立人が申立期間の保険料を夫婦一緒に過年度納付したと考えるのが自然であり、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案563（事案36の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から58年3月まで

申立期間のうち、昭和55年4月から58年3月までの期間については、平成20年4月22日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、当該申立期間については記録の訂正は不要との通知を受け取った。

その後、私の友人から、私が、昭和56年にA市民会館で開催された洋服のリフォームを主としたバザーの際に、A市の集金人に会場まで来てもらい、国民年金保険料を納付したことを記憶している旨を聞いたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、前回の申立ての際には気がつかなかったが、昭和55年1月から同年3月までの期間が国民年金保険料の未納期間となっているが、A市の集金人に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたので、当該期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和55年4月から58年3月までの期間については、申立人が国民年金被保険者資格を喪失していた時期であり、申立期間中に国民年金被保険者資格を取得したことは確認できないこと、申立人が資料として提出した「金銭消費貸借証書」には、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す記載が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す証言として、申立人の友人が、昭和56年にA市民会館で開催

された洋服のリフォームを主としたバザーの際に、申立人がA市の集金人にバザー会場まで来てもらい、保険料を納付したことを記憶していることを申立人は聞いたと主張しており、その友人は、バザー会場に保険料の集金人が来たこと、申立人が保険料を納付したところを見た旨証言している。

しかしながら、申立人の主張するバザーの開催時期について、A市からは確認できない旨の回答を得ている上、申立人の友人は、申立人が納付したとする国民年金保険料の納付金額や納付期間については、「分からない。」と回答している。

また、A市では、申立人及びその友人が記憶している集金人「B」については、昭和55年4月から58年3月までの期間には二人いたものの、一人については「亡くなったと聞いている。」、もう一人については「連絡先は不明である。」と回答しており、当該期間において、申立人が集金人に国民年金保険料を納付していた事実を確認することができない。

さらに、オンライン記録、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人が、昭和55年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金被保険者資格を再取得した形跡は無い上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められないことから、申立人は、申立期間のうち、55年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 一方、申立期間のうち、新たに申立てを追加している昭和55年1月から同年3月までの期間については、3か月と短期間である上、当該期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和52年4月に国民年金への任意加入を行い、54年12月までの33か月にわたって、定額保険料に加え付加保険料も納付していることが確認でき、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していながら、国民年金被保険者資格を喪失する直前の期間である55年1月から同年3月までの期間のみ付加保険料を含めた保険料を未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案564

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、主に、毎月、A市の職員が集金に来ており、仕事の手の空いた方が夫婦二人分の保険料を納付していた。

また、私は、時期は定かでないが、妻に金融機関で夫婦の国民年金保険料を納めさせたことを記憶しており、保険料が未納とならないように納付してきた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人夫婦は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、時期は定かでないが、申立人の妻に金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納めさせたと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人夫婦に対して、昭和60年9月10日付けで保険料の納付書が作成されていることが確認できる上、申立人の特殊台帳から、申立期間直前の昭和58年10月及び同年11月分の保険料を過年度納付したことを示す記載が確認できることから、納付意識の高い妻が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA医院における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月10日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和46年2月1日から47年7月10日まで
高等学校を卒業してすぐの、昭和43年4月にA医院に就職し、47年7月のレセプト請求後の10日頃に退職したことを記憶している。
両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和46年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、同僚3人は申立人が同日以降も勤務していた旨の証言をしていることに加え、申立人は、A医院を47年7月10日に退職後、3か月ほど期間を空けて別の医療機関に再就職したと述べているところ、当該医療機関からは、「記念に保存している開業初日の患者受付簿で確認できるので、当院の開業は昭和47年10月17日である。開業時から申立人が働いていたことを覚えている。」との回答を得ていることから、申立人の退職時期の記憶は具体的であり信憑性^{びょう}が高いと認められ、申立人が、申立期間②において、A医院に継続して勤務していたことが認められる。

また、連絡の取れた同僚12人のうち8人が回答した、自身が記憶する退職時期は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格の喪失日とおおむね一致していることが確認できる上、このうち4人からは、「申立人は退職す

るまで、勤務内容に変化は無かった。」との証言を得ており、申立人が、継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA医院における昭和46年1月の社会保険事務所(当時)の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与等の担当者であった当時の院長の妻は、「高齢のため、当時のことは思い出せない。」としており、現在の院長は、「当時の院長(父親)は死亡しており、当時の資料は保存していない。」と回答していることから不明であるものの、申立期間②は17か月の長期間となっており、事業主からは、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者資格喪失届が提出されていたと考えられるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年2月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から47年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、複数の同僚の証言から申立人が申立期間①において、A医院で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人と同様に高等学校を卒業してすぐに就職した同僚5人についても、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、自身が記憶する就職した時期から、6か月から14か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、A医院では、高等学校を卒業してすぐに就職した者については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いとされていたものと考えられる。

また、当時の院長の妻及び現在の院長は前述のとおり回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成6年10月から8年9月までは26万円、同年10月から9年5月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年6月6日まで

A株式会社では、給与は入社からずっと固定給で26万円であったが、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。

記録が訂正された記憶も無く、社会保険事務所で書き換えられたと知っているのも、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、当初、申立人の標準報酬月額は、平成6年10月から8年9月までの期間は26万円、同年10月から9年5月までの期間は28万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を9年6月6日に喪失した後の同年10月29日付けで、6年10月1日の定時決定まで遡及して24万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、元代表取締役及び事務担当者であった者は、「標準報酬月額を遡って訂正する手続をした記憶は無く、減額訂正した厚生年金保険料を当事者に還付したことも無い。」旨回答している上、申立人の雇用保険受給記録証明書で確認できる、A株式会社を平成9年6月5日に離職した際の離職時賃金日額から、離職前の給与額は28万円程度であったものと推認され、申立人の主張と一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から8年9月までは26万円、同年10月から9年5月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

旭川厚生年金 事案713

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年10月1日まで
ねんきん定期便によると、A株式会社における申立期間の標準報酬月額が15万円になっているが、給与明細書から分かるように給与が下がったことは無いので、26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A株式会社における申立人の標準報酬月額は、昭和57年10月1日の定時決定は26万円、58年10月1日の定時決定は15万円、59年10月1日の定時決定は26万円と記録されており、申立期間の標準報酬月額は15万円となっている。

しかしながら、申立人提出のB厚生年金基金の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届（昭和58年8月8日提出分）の写しにおいて、申立人の昭和58年10月の定時決定に係る標準報酬月額の決定額は26万円と記載されていることが確認できる上、当該算定基礎届は複写式の届出用紙であることから、事業主は、同厚生年金基金に提出したものと同一の届出を社会保険事務所に行ったものと考えられる。

また、申立人が提出した昭和58年3月分（昭和58年4月5日支給）から同年9月分（昭和58年10月6日支給）までの給与明細書に記載されている総支給額は、前述の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届に記載されている報酬の月額と一致しており、事業主は適正な届出を行ったことが確認できる。

なお、前述の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届には、申立人のほかにも複数の同僚の記録が記載されており、このうち、申立人の氏名の上段には申立人と同姓の同僚の氏名が記載され、当該同僚の昭和58年10月の定時決定に係る標準報酬月額の決定額は「15万円」と記録されていることから、社会

保険事務所は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額欄に転記する際に誤って、当該同僚の標準報酬月額を記入した可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届の記録から26万円とすることが妥当である。

旭川国民年金 事案565

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成6年3月まで

国民年金の加入手続については、私自身で行った記憶は無いが、A市役所から国民年金保険料の用紙が送付されたので、昭和63年4月頃から同市役所で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、1か月当たり1万円より少し多い金額で、2か月か3か月分をまとめて納付書で継続納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から国民年金保険料の用紙が送付されたので、昭和63年4月頃から同市役所で保険料を継続納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第3号被保険者資格の事務処理日及び第1号被保険者の保険料納付の免除申請日から、平成6年9月から同年10月までの間と推認でき、その時点では、申立期間の保険料の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間のうち、納付することが可能である期間の保険料は全て過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納できた同市役所では納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付するには、昭和63年4月頃に払い出された別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人が所持する2冊の年金手帳には別の国民年金手帳記号番号が記載されていない上、申立人は、「ほかの年金手帳は無い。」と述べていることなど、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料月額「1万円より少し多い金額」は、申立人が保険料の納付を開始した平成6年度の金額1万1,100円とほぼ一致することから、平成6年4月分の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案566

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から63年6月まで
私が20歳なった昭和60年*月頃に、母親に勧められて国民年金に加入した。私の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は母親が行っており、母親が町内会の集金で私と母親の分の保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳なった昭和60年*月頃に、申立人の母親が国民年金への加入手続を行い、町内会の集金で申立人と自身の分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第1号被保険者の資格取得日及び第3号被保険者資格の事務処理日から、平成元年1月頃と推認でき、申立人の所持する年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿に記載された国民年金被保険者資格の取得日である平成元年1月10日と一致している。

また、当初、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成元年1月10日とされていたが、後に当該取得日を昭和60年2月15日に記録訂正しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、一部の期間は過年度保険料として国民年金保険料を納付することができたものの、申立人の母親は、集金人による納付方法以外の納付は行っていないと記憶している上、町内会の集金人が集金できる保険料は現年度保険料のみであることから、過年度保険料は集金をすることができなかつたと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案567

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

昭和35年10月に国民年金の加入手続を行い、36年4月から未納期間ができないように国民年金保険料を納めてきた。

昭和38年10月に結婚してからは、亡くなった夫が私の国民年金保険料を納付していたが、夫から私の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続をしたという話は全く聞かなかった。

申立期間当時、国民年金保険料を納付できなくなるような生活状況の変化も無かったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の亡くなった夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿兼検認カード、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格が昭和58年4月1日に喪失した後、59年4月1日に再取得しており、申立人が申立期間中に国民年金に加入していた形跡は確認できない。

また、申立人は、申立期間における国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続等を行っていたとする申立人の夫は、既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案568

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から47年3月まで
② 昭和47年7月から同年12月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃に、父親がA町役場で私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料は、両親の保険料と一緒にA町農業協同組合の組合員勘定で納付していた。

また、私の厚生年金保険の加入期間に納付された国民年金保険料は、昭和47年4月から同年6月までの期間に充当されており、この記録からも、私が20歳から保険料を納付していたことを示している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃に、申立人の父親が国民年金への加入手続きを行い、A町農業協同組合の組合員勘定で両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、48年4月頃と推認でき、その時点では、申立期間の保険料は全て過年度保険料となることから、現年度保険料の引き落としを対象とする組合員勘定では、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の加入期間に重複納付した国民年金保険料が、昭和47年4月から同年6月までの保険料の未納期間に充当された記録があることをもって、申立人が20歳から保険料を納付していたことを示

していると主張しているが、国民年金被保険者台帳から、重複して納付された保険料が充当されたのは49年11月18日であり、その時点で当該期間に充当できるということは、当該期間の保険料が未納であったということであり、46年2月から継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 714 (事案 321 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年3月1日まで

申立期間については、短期雇用者としてA株式会社B事業所に、申立期間を含めて30回以上勤務した。厚生年金保険の加入記録の無い昭和35年度と36年度の秋から春までの期間についても勤務していたと記憶しているが、記憶がはっきりしている35年度について申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

新たに、同年齢だった職員を思い出しており、同氏は自分のことをよく知っているはずで、私が申立期間に勤務していたことを証言してくれると思うので調査してほしい。このほかに、職員の二人と短期雇用者の同僚の三人が、申立期間と一緒に働いていたと記憶しているので調査してほしい。

また、製糖期の操業終了時まで働いた際に対象となる15回の操業期の表彰状も新たに見つかった。操業終了時まで勤務しなかったため表彰から抜けている2年度は、D市へ働きに行った昭和42年度と、海外旅行へ行った47年度か48年度だと思うので、35年度と36年度は製糖期の終了時まで短期雇用者として働き、表彰対象期間だった。

申立期間も厚生年金保険被保険者期間として、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、再度、年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間(及び昭和36年度の秋から春までの期間)においても毎年勤務していたことを裏付ける資料として、30操業期を勤務した旨を表彰する表彰状(C株式会社B事業所、平成2年2月28日付け)を提出しているが、申立人が当該事業所で勤務し始めた昭和33年度から当該表彰を受けた平成元年度までは32操業期(32年)あることから、2年間

は勤務していないと考えられるところ、申立人は、昭和36年度においては、国民年金制度の発足に伴い国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、ii) 申立人が申立期間において一緒に勤務した同僚として名前を挙げた5人、及び当該同僚が名前を挙げた同僚3人には、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無いこと、iii) 昭和35年度、又は同年度及び36年度の秋から春までの期間に厚生年金保険の加入記録が存在し、申立人が勤務していたとする部署で当該期間だけ勤務したと回答した3人からは、申立人のことを記憶している旨の回答は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月4日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において一緒に勤務した同僚として新たに6人の名前を挙げたが、このうち元職員の3人は、申立人を記憶しているものの、勤務期間を特定できる回答は得られなかったことに加え、申立人が短期雇用者の同僚として名前を挙げた3人には、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無く、このうち一人は亡くなっており、残りの二人は、昭和33年度だけ勤務したと回答していることから、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することはできなかった。

また、申立人は、新たな資料として、15回操業期を勤務した旨を表彰する表彰状（C株式会社B事業所、昭和50年1月26日付け）を提出しており、当該表彰状についてC株式会社からは、製糖期の終了時まで勤務した場合にその対象として回数に算入する旨の回答を得ているところ、申立人が申立事業所で勤務し始めた昭和33年度から15回表彰を受けた49年度までは17操業期（17年度）あり、申立人は、このうち製糖期の終了時まで勤務しなかった2年間は、D市へ働きに行った42年度と、海外旅行へ行った47年度か48年度であると主張している。

しかしながら、当時、申立人と海外旅行に同行したとする二人からは、「旅行期間は、昭和49年2月3日頃から4泊5日の日程で、同年2月10日にはE市へ帰ってきた。」との証言があるところ、厚生年金保険の加入記録から短期雇用者として勤務していたと推察される複数の同僚の資格喪失日の記録から、昭和48年度の製糖期の終了時期は49年2月下旬頃と推認されることから、48年度は、申立人が主張するとおり表彰の対象となる年度ではなかったものと考えられる。

一方、昭和42年度については、申立人と一緒にD市へ働きに行った同僚3人のうち二人は、「製糖の操業が終了した後に、D市の会社の担当者とF職業安定所の職員が来て説明会が行われた。」旨を証言しているところ、当該同僚3人と申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は一致していることから、申立人は42年度の製糖期の終了時まで勤務しており、当該年度は表彰の対象となる年度とされたと考えられることから、当該年

度を含み、33年度から49年度までの期間において、製糖終了時まで勤務していた年度は15回であったことは推認されるものの、申立期間が当該表彰状の対象期間とされているか否かについては、それを確認できる資料や証言等が無いことから不明であり、当該表彰状をもって、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年5月1日まで

定年退職後も勤務していたA株式会社は、昭和58年4月1日にB株式会社に吸収され、社名が変更になったが、同社には継続して勤務していた。B株式会社での厚生年金保険被保険者資格取得日が同年5月1日であることに納得できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和58年4月1日取得から同年7月31日離職まで）から、申立人が、申立期間にB株式会社C作業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年5月1日であり、申立人を含む50人が同年4月1日付けでA株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、この50人全員が、B株式会社が適用事業所となった同年5月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の50人のうち3人は、申立期間において、厚生年金保険の第四種被保険者（任意継続被保険者）となっていることが確認できる上、連絡の取れた同僚からは、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる証言及び給与明細書等の資料は得られなかった。

さらに、B株式会社は昭和60年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本から同社が平成20年4月30日に解散して

いることが確認でき、同社の関連会社である株式会社Dは、「B株式会社から書類は引き継いでいるが、当時の給与明細書等は保管しておらず、B株式会社が昭和58年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となった理由については不明。」と回答している。

加えて、B株式会社の当時の社会保険事務の担当者は既に死亡している上、当時の代表取締役からも申立内容を裏付ける証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から62年12月まで
別の警備会社からA株式会社に仕事の応援に行った際、同社の社長に誘われて入社した。正社員は社会保険等に加入し、保険料を給与から控除すると聞いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚はオンライン記録では本人を特定できず、申立人の勤務実態等について証言等を得ることはできないが、商業登記簿謄本において、申立人が記憶していた代表取締役及び取締役の氏名が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、連絡の取れた当時の取締役からは、「申立人のことは覚えていない。A株式会社は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していることはなかった。」との回答を得ている。

また、申立期間の最後に代表取締役をしていた者に照会したが回答は得られないほか、申立人は前述の同僚以外には同僚の名字のみしか記憶していないことから証言等を得ることはできず、申立人の実際の勤務期間や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から27年3月15日まで

昭和24年3月に中学を卒業後、同年4月から2か月ほど、実家と同じ町内の柁工場で臨時職員として働いていた時に、A工場で常勤の職員として勤務しないかとの話があり、高等学校定時制課程（4年制の夜間部）に通学できることを条件に入社し、高校を卒業する28年3月まで継続して勤務した。仕事は折箱経木の裁断で、見習期間は無かった。他の従業員と同じ労働条件にすると聞いており、勤務時間は1時間ほど短くしてもらったが給与を減らされることは無かった。

4年間働いていたのに、厚生年金保険の加入記録は昭和27年3月15日からとなっており納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が、中学校卒業後の申立期間当時、定時制高校に通いながらA工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日（昭和27年3月15日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は二人、同日より前の直近（昭和26年2月1日）に取得している者は4人、同日より後の直近（昭和28年9月15日）に取得している者は5人確認でき、この11人のうち3人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、自身が記憶する勤務開始時期から、最短で約1年後、最長で約3年後に被保険者資格を取得したことが確認できることから、A工場では、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしておらず、一定期間ごとに、複数の従

業員をまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、申立人及び同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 27 年 3 月 15 日と記載されており健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している上、同名簿に記載されている他の被保険者の資格取得日から、申立人の記号番号は、同年 3 月頃に払い出されたものと推認され、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時期に不自然さは無い。

さらに、A工場は昭和 61 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明であることに加え、複数の同僚が事務担当者だったと記憶している者も既に亡くなっているため、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる同僚等の証言も得られない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号（昭和 22 年 9 月 1 日取得者から昭和 27 年 3 月 15 日取得者まで）に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。